

## 国見町小規模工事等契約希望者登録要綱

(平成 23 年 4 月 1 日告示第 13 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕（以下「小規模工事等」という。）について、町内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び具体例)

第 2 条 小規模工事等の種類（以下「業種」という。）及び具体例は、別表に掲げるとおりとする。

(対象となる契約)

第 3 条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、当該契約金額が 130 万円未満のものとする。

(登録の条件)

第 4 条 契約希望者として登録できる者は、国見町に主たる営業所又は住所を有し、建設業等を営んでいる者（建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数は問わない。）とする。

2 前項の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は登録できない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていないもの
- (2) 国見町工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 63 年国見町訓令第 1 号）に基づく競争入札参加有資格者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 町県民税（特別徴収分を含む。）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税及び各税の延滞金（以下「町税等」という。）を滞納している者

(登録申請の方法)

第 5 条 契約希望者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（第 1 号様式。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。この場合において、登録を希望する業種は、3 種類以内とする。

- (1) 申請日から 2 週間以内に交付された町税等の完納証明書（第 2 号様式）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(登録名簿への登載及び登録の有効期間)

第 6 条 町長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、小規模工事等工事契約希望者登録名簿（第 3 号様式。以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

2 前項における登録の有効期間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 西暦における奇数年（以下「奇数年」という。）の2月1日を審査基準日とする登録申請書を提出した場合 当該審査基準日の属する年の4月1日から2年間
- (2) 奇数年の2月1日以外の日を審査基準日とする登録申請書等を提出した場合
  - ア 審査基準日が3月1日から5月末日まで 7月1日から第1号の残余期間
  - イ 審査基準日が6月1日から8月末日まで 10月1日から第1号の残余期間
  - ウ 審査基準日が9月1日から11月末日まで 1月1日から第1号の残余期間
  - エ 審査基準日が12月1日から2月末日まで 4月1日から第1号の残余期間（登録事項の変更等）

第7条 登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったとき、又は事業を廃止したときは、小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届（第4号様式）を、速やかに町長に提出しなければならない。  
（登録の取消し）

第8条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録名簿の登載を取消しするものとし、小規模工事等契約希望者登録取消通知書（第5号様式）により当該登録者に対し通知するものとする。

- (1) 第4条第2項各号の規定に該当することとなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合  
（登録者の指名）

第9条 小規模工事等工事契約に係る見積合せは、登録名簿から複数の登録者を町長が指名して行うものとする。ただし、指名された場合であっても、都合により辞退することができる。

2 第4条第2項第4号の規定にかかわらず、登録者が町税等を滞納している場合は、町長は、その間指名対象者から除外するものとする。  
（契約）

第10条 町長は、指名した登録者から見積書を徴取し、最低価格を提示した者と契約を締結するものとする。

2 契約の履行において、契約締結後又は発注後の辞退は、認めないものとする。  
（施工の履行）

第11条 小規模工事等の施工は、国見町財務規則（昭和62年国見町規則第1号）その他関係法令に基づき、信義に従い誠実に履行されなければならない。

2 現場の施工管理は、代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行うものとする。

3 請け負った小規模工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）は認めない。

（名簿の公開）

第12条 登録名簿は、庁内において公開し、小規模工事等の指名選定に活用するものとする。

2 登録名簿は、閲覧等の方法により一般にも公開するものとする。

（請負代金の支払）

第13条 請負代金は、正当な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

2 前項の請求は、施工完了後の検査に合格後又は手直しがあった場合はその完了後に行うものとする。

3 前金払及び部分払の方法による支払は、行わない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第18号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

国見町小規模工事等の種類及び具体例

No.	工事等の種類	工事等の例示
1	土木一式工事	道路（側溝等）・下水（マンホール等）・水路（護岸等）の修繕工事
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、工作物解体工事、土工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
6	石工事	石積工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガスパイプ工事、ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積工事、れんが積工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事等
13	ほ装工事	アスファルトほ装工事、砂・砂利ほ装工事等
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金加工取付工事等
16	ガラス工事	ガラス加工取付工事
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井仕上工事、壁張工事、内装間仕切工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等
20	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事
22	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事等
23	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
24	さく井工事	さく井工事等
25	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
26	消防施設工事	火災報知設備工事等
27	清掃施設工事	ごみ処理施設工事等
28	その他の工事	上記にあてはまらない工事